令和５年度

鳥獣保護区等位置図

山梨県

鳥獣保護区 WILDLIFE PROTECTION AREA

番号	名称及び指定所在地	区域	指定面積及び指定期限
1	八ヶ岳鳥獣保護区 八ヶ岳山麓一帯 （北杜市）	北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と棒道との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み赤岳三角点（標高2,899.4メートル）に至り、同所から同境界線を南東に進みJR小海線との交点に至り、同所からJR小海線を南西に進み北杜市大泉町・北杜市長坂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み標高1,140メートル等高線を経て県道609号（小荒間長坂停車場線）に至る小道との交点に至り、同所から同小道を南に進み県道609号（小荒間長坂停車場線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み古杣川に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北西に進み古杣川に至り、同所から同川を北に進み防火帯との接点に至り、同所から同防火帯を北西に進み大深沢川に至り、同所から同川を南に進み女取川との接点に至り、同所から同川を南西に進み棒道との交点に至り、同所から同道を北西に進み起点に至る一団地	6,999.1ha R10.10.31
2	甲斐駒鳥獣保護区 南アルプス国立公園一帯 （北杜市）	北杜市白州町地内甲斐駒ヶ岳三角点（標高2,965.5メートル）を起点として、同所から山梨県・長野県境界線を北西に進み鋸岳三角点（標高2,607.1メートル）に至り、同所から同境界線を北西に進み釜無川との接点に至り、同所から同川右岸を北東に進み空堀川との合流点に至り、同所から同川を東南東に進み雨乞岳三角点（標高2,037.1メートル）に至り、同所から南東及び南西に順次進み鬼ノ窓を経て中ノ尾根から鞍掛山三角点（標高2,037メートル）に至り、同所から南南東に進み黒戸山三角点（標高2,254メートル）を経て通称宮ノ頭（標高2,165メートル）に至り、同所から南東に進み通称ツヅミの三角点（標高1,715.1メートル）に至り、同所から南東に進み赤薙大滝に至り、同所から同滝を西進し大武川に至り、同所から同川を西進しヒョングリ滝を経て県有林中北事業区第437林班に₃小班との接点に至り、同所から同小班境を南東、東、南及び南西に順次進み北杜市・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み仙水峠に至り、同所から登山道を南西に進み北沢小屋に至り、同所から北西に進み北沢峠に至り、同所から山梨県・長野県境界線を北東に進み双児山（標高2,649メートル）及び駒津峰を経て起点に至る一団地	4,105.0ha R8.10.31
3	白鳳鳥獣保護区 南アルプス国立公園一帯 （韮崎市、南アルプス市、北杜市、南巨摩郡早川町）	南アルプス市芦安芦倉地内の北沢峠を起点とし、同所から県営南アルプス林道を南進し仙水峠登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み北沢長衛小屋及び仙水小屋を経て、県有林中北事業区第437林班に₁小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南東、東、北、西、北西に順次進み、北杜市白州町・北杜市武川町境界線との交点に至り、同所から同境界線を大武川に沿って東及び北東に順次進み一ノ沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み熊ノ小屋三角点（標高1,897.7メートル）に至り、同所から尾根を南東に進み石空川北沢と同川南沢との合流点に至り、同所から尾根を南東に進み燕頭山三角点（標高2,104.5メートル）に至り、同所から尾根に沿って南東に進み大崩壊地（燕岩）西線を経て同大崩壊地を源とする沢との接点に至り、同所から同沢に沿って南進し鳳凰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み青木鉱泉にて千頭星山登山道との接点に至り、同所から同登山道を南東及び南に進み御所山三角点（標高1,892.4メートル）を経て韮崎市・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南に進み千頭星山三角点（標高2,138.5メートル）に至り、同所から同尾根を西に進み金山沢との接点（大ナジカ峠）に至り、同所から同沢に沿って南進し大崖頭山に源を発する沢との合流点に至り、同所から同沢に沿って南西に進み大崖頭山と同山三角点（標高2,186.1メートル）間の鞍部に至り、同所から尾根を南進し夜叉神峠、高谷山三角点（標高1,842.1メートル）、団子沢山三角点（標高1,744.8メートル）を経て南アルプス市・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南西に進みドノコヤ沢を経て早川との接点に至り、同所から同川を南進し広河内（早川支流）との合流点に至り、同所から同支流を北西に進み県道南アルプス公園線との交点（広河内橋）に至り、同所から尾根に沿って南西に進み森山三角点（標高1,467.4メートル）に至り、同所から沢に沿って南西に進み白河内（早川支流）との合流点に至り、同所から尾根に沿って南及び西に順次進み山梨県・静岡県境界線との接点（笹山三角点（標高2,717.6メートル））に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北進し大籠岳、広河内岳、農鳥岳、西農鳥岳、間ノ岳を経て山梨県・長野県境界線との接点（三峰岳）に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北西及び北東に順次進み横川岳、伊那荒倉岳、仙丈ヶ岳を経て起点に至る一団地	20,295ha R6.10.31
4	御岳鳥獣保護区 御岳昇仙峡一帯 （甲府市、甲斐市）	甲府市平瀬町地内の県道7号（甲府昇仙峡線）と県営林道塔岩線との接点を起点とし、同所から県道7号（甲府昇仙峡線）を北西に進み甲斐市獅子平地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西及び北東に順次進みふるさと自然観察路との接点に至り、同所から同観察路を北東に進み甲府市御岳町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北に進み県道27号（韮崎昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み甲府市営林道草鹿沢線との接点に至り、同所から同林道を北に進み猫坂に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み猫坂との接点に至り、同所から猫坂を北東に進み甲府市営林道御岳線との接点に至り、同所から同林道を北東、南及び南西に順次進み能泉湖方面に流れる沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み県道112号（川窪猪狩線）との交点に至り、同所から同県道を東に進み荒川ダム天端北詰に至り、同所から同天端を南に進み荒川大橋に至る同ダム南側の道路との接点に至り、同所から同道路を南東に進み甲府市高成町地内に至る山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み甲府市営林道高成線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み東京電力パワーグリッド株式会社御岳送電線との交点に至り、同所から同送電線を南東に進み県営林道塔岩線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地	1,251.8ha R10.10.31
5	積翠寺鳥獣保護区 甲府市上積翠寺町及び下積翠寺町一帯	甲府市上積翠寺町地内の県道31号（甲府山梨線）と甲府市・山梨市境界線との交点（太良ケ峠）を起点とし、同所から同境界線を東、南西及び南東に順次進み甲府市・笛吹市境界線との接点に至り、同所から同境界線を西、南西及び南東に順次進み甲府市善光寺町、同市横根町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国有林甲府事業区と民有林の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、北及び西に順次進み甲府市市道鍛冶小路線に至る経路との交点に至り、同所から同経路を北に進み同市道との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道日陰北線との接点に至り、同所から同市道を北に進み県道31号（甲府山梨線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る一団地	929.4ha R15.10.31
6	富士塚万力鳥獣保護区 山梨市万力公園及び万力一帯	山梨市万力地内の笛吹川右岸と県道216号（万力小屋敷線）との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道140号（通称「西関東連絡道路」）との接点に至り、同所から同国道を北西に進み市道14138号線との接点に至り、同所から同市道を北東、北西、東及び北西に順次進み市道13010号線との接点に至り、同所から同市道を北東及び西に順次進み農道N13186号線との接点に至り、同所から同農道を西、北及び西に順次進み市道13011号線との接点に至り、同所から同市道を北、北東及び南東に順次進み市道13012号線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に順次進み兄川との交点に至り、同所から同川を南東に進み笛吹川との合流点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地	200ha R9.10.31
7	塩の山鳥獣保護区 甲州市塩山塩の山一帯	甲州市塩山上於曽地内の県道38号（塩山勝沼線）と甲州市道上於曽80号線との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み市道上於曽9号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み農道上於曽9号線との接点に至り、同所から同農道を北及び北西に順次進み市道上井尻2号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道千野44号線との接点に至り、同所から同市道を東、南東及び東に順次進み塩川との交点に至り、同所から同川を南に進み市道上於曽15号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道上於曽80号線との接点に至り、同所から同市道を西及び南西に順次進み起点に至る一団地	45ha R9.10.31
8	大菩薩鳥獣保護区 甲州市塩山大菩薩嶺一帯	甲州市塩山上萩原地内の県道201号（塩山停車場大菩薩嶺線）みそぎ沢橋北詰を起点とし、同所から同県道を北東に進み丸川峠に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北東に進み甲州市・北都留郡丹波山村境界線との接点（同峠）に至り、同所から同境界線を南東に進み大菩薩嶺三角点（標高2,056.9メートル）を経て甲州市・北都留郡小菅村・北都留郡丹波山村境界点に至り、同所から甲州市・北都留郡小菅村境界線を南東に進み甲州市・大月市・北都留郡小菅村境界点に至り、同所から甲州市・大月市境界線を南東に進み小金沢山三角点（標高2,014.3メートル）を経て県有林第92林班・第93林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西に進み県営日川林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県道218号（大菩薩初鹿野線）との接点に至り、同所から同県道を南西及び西に進み上日川ダム堰堤との接点に至り、同所から同ダム右岸を北進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し県営砥山林道との接点に至り、同所から同林道を南及び西に進み保安林管理道大菩薩線との接点に至り、同所から同管理道を北進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し県道201号（塩山停車場大菩薩嶺線）との接点に至り、同所から同県道を東及び北に進みみそぎ沢橋南詰に至り、同所から同橋を北進し起点に至る一団地	1,375ha R6.10.31
9	秩父連峰鳥獣保護区 奥秩父連峰山梨県側一帯 （甲府市、山梨市、北杜市、甲州市、北都留郡丹波山村）	北杜市須玉町小尾地内のヨシモト林道と山梨県・長野県境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を東、南、東及び北東に進み山梨・埼玉県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び北東に進み山梨県・東京都境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進しヨモギ尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西に進み奥後山三角点（標高1,466.4メートル）に至り、同所から同山を源頭とするハシカキ沢を南西に進み後山川との合流点に至り、同所から同川を南進し御岳沢（前飛竜東斜面）との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み同沢源頭の前飛竜（標高1,954メートル）に至り、同所から前飛竜稜線を北進し飛竜山・前飛竜最低鞍部に至り、同所から同鞍部を源頭とする御岳沢（前飛竜西斜面）を南西に進み大常木谷との接点に至り、同所から同谷を南西に進みモリ尾根標高点（標高1,532メートル）から南東に延びる尾根との接点に至り、同所から同尾根を北西に進みモリ尾根最高点に至り、同所から同最高点を源頭とし竜バミ谷に合する沢を北西に進み竜バミ谷との合流点に至り、同所から同谷を北進し東京都水道局水源林管理歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し将監峠に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を南西に進み東京都水道局水源林管理歩道との接点に至り、同所から同歩道を道なりに北西に進みヤブ沢峠に至り、同所から北西に直進し井戸の沢に架かる沓切沢橋に至り、同所から井戸の沢を北西に進み中の沢との合流点に至り、同所から中の沢を北西及び西に進みナメラ沢との合流点に至り、同所からナメラ沢を北西に進み県有林第61林班・私有林境界線に至る尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西に進み県有林第61林班・私有林境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み久渡沢との接点に至り、同所から同沢を西進し笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北西に進み西沢との合流点に至り、同所から同沢を南西に進みアザミ沢との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み本谷治山運搬路との交点に至り、同所から同運搬路を道なりに西進し県営黒金山林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに西に進み県営鶏冠山林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに南西に進み県営川上牧丘林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北東に進み倉沢北沢に至る作業道との接点に至り、同所から同作業道を北西に進み倉沢北沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南西に進み甲府市有林第13林班む小班・ま小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し同市有林第13林班む小班・く小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北及び西に進み金峰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西に進み甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を南西に進み精進川との交点（竜の平橋）に至り、同所から同川を南西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南及び西に進み県営奥仙丈林道との交点（上黒平橋）に至り、同所から同林道を西進し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北東に進み大株沢との交点に至り、同所から同沢を北西に進み甲府市有林第1林班・第2林班境界線との接点（同沢源頭）に至り、同所から同境界線を北東に進み甲府市有林第1林班・第3林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲府市営池ノ平林道との交点に至り、同所から同林道を北進し県営観音峠大野山林道に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北進し県営観音峠大野山林道との接点に至り、同所から同林道を北及び北西に進み県営本谷釜瀬林道との接点に至り、同所から同林道を北東及び北西に進み塩川との交点に至り、同所から同川を北西に進み釜瀬川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み県営黒森林道との交点に至り、同所から同林道を道なりに北西に進みヨシモト林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北進し起点に至る一団地	13,385ha R7.10.31
10	小金沢鳥獣保護区 大月市	大月市七保町長峰地内の同市・甲州市・北都留郡小菅村境界点（石丸峠）を起点とし、同所から大月市・北都留郡小菅村境界線を東進し玉蝶山、榧ノ尾山を経て牛ノ寝山（標高1,365メートル）に至り、同所から曲尾沢の始点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南進し菅栃沢との接点（土室川との合流点）に至り、同所から同沢を南西に進み白草ノ頭（標高1,326.3メートル）に至り、同所から葛野川と三ノ沢との接点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み大樺ノ頭（標高1,776.7メートル）に至り、同所から尾根を南西に進み雁ヶ腹摺山に至り、同所から尾根を西に進み黒岳登山道との接点（大峠）に至り、同所から同登山道を西進し大月市・甲州市境界線との接点（黒岳（標高1,987.5メートル））に至り、同所から同境界線を北進し川胡桃沢ノ頭、牛奥ノ雁ヶ腹摺山、小金沢山を経て起点に至る一団地	1,480ha R6.10.31
11	三ツ峠鳥獣保護区 三ツ峠一帯 （都留市、南都留郡富士河口湖町）	南都留郡富士河口湖町河口地内の県道富士河口湖笛吹線と県営林道西川新倉線との接点を起点とし、同県道を西及び北に進み旧御坂トンネル入口に至り、同所から御坂山（標高1,596メートル）に至る登山道を北西に進み南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線に至り、同所から東及び北に順次進み八丁峠を経て北東に進み大月市・南都留郡富士河口湖町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み都留市・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み清八峠を経て東進し本社ヶ丸三角点（標高1,630.8メートル）に至り、同所から同境界線を約200メートル東進し大幡川に通じる尾根との接点に至り、同所から同尾根を南東に進み1,443メートル標高点に至り、同所から同尾根を南及び南東に順次進み大幡川との接点に至り、同所から同川を南東に進み通称水たれの沢との接点に至り、同所から同沢を南進して都留市・南都留郡西桂町境界線上にある三角点（標高1,545.8メートル）に至り、同所から同境界線を西及び南西に順次進み三ツ峠山三角点（標高1,785.2メートル）に至り、同所から登山道を北西及び南西に順次進み木無山（標高1,732メートル）に至り、同所から母の白滝に至る登山道を西進し県営林道西川新倉線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道清八線との接点に至り、同所から県営林道西川新倉線を北及び西に順次進み起点に至る一団地	715.0ha R8.10.31
12	岩殿山鳥獣保護区 大月市	大月市賑岡町岩殿地内の国道139号と桂川との交点（高月橋）を起点とし、同所から同川右岸を西進し東日本旅客鉄道株式会社送電線（大月一上野原線）との交点に至り、同所から同送電線を北進し下川沢との接点（築坂峠）に至り、同所から同沢を北及び東に進み国道139号との接点に至り、同所から同国道を南東及び南西に進み起点に至る一団地	85ha R6.10.31
13	富士山北鳥獣保護区 富士山北麓一帯 （富士吉田市、南都留郡富士河口湖町、南都留郡鳴沢村）	南都留郡富士河口湖町船津地内の国道137号と県道714号（鳴沢富士河口湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北西及び南西に順次進み国道139号との接点に至り、同所から同国道を西に進み鳴沢村道703号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み村道722号線との交点に至り、同所から同村道を南西に進みフォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ16番ホールグリーン西側において同村道の終点に至り、同所から3メートル西に進み県有林境界標柱421号に至り、同所から県有地とフォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ敷地との境界線を南西、南東及び北東に順次進み同ゴルフ場13番ホール西側、14番ホール北側を経て11番ホールグリーン東側において村道703号線との交点に至り、同所から同村道を東に進み村道690号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み村道689号線との交点に至り、同所から同村道を南西に進み村道688号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み県道702号（富士精進線）（通称「精進口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み富士山二合目に位置する造林小屋南側において搬出路との接点に至り、同所から同搬出路を東に進み県営東軒林道との接点に至り、同所から同林道を東に進み富士河口湖町道101号線（富士登山道線）（通称「船津口登山道」）との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県営富士林道との交点に至り、同所から同林道を東及び北東に順次進み県道701号（富士上吉田線）（通称「吉田口登山道」）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み「中の茶屋」を経て北富士演習場地内の通称「西連絡路」との接点に至り、同所から同道を南東に進み通称「西防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南西に進み通称「南防火帯道」との接点に至り、同所から同道を南東に進み東富士演習場へ至る連絡道との接点に至り、同所から同道を南西に進み山梨県・静岡県境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み標高1,800メートル地点に至り、同所から同線を西に進み剣ケ峰（標高3,775.6メートル）より北370メートルの地点に至り、同所から約50メートル西に進み山梨県・静岡県境界線との交点に至り、同所から同境界線を西、北西及び西に順次進み南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び北に順次進み富士河口湖町富士ヶ嶺地内県有地境界標513号を経て県有地と民有地（ガリバー王国跡地）の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み県道71号（富士宮鳴沢線）との接点に至り、同所から同県道を北東、北西及び北東に順次進み大室山（標高1,468メートル）山麓へ至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を北西に進み国道139号との接点に至り、同所から同国道を北西、北東及び北西に順次進み県道706号（精進湖畔線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北東及び南東に順次進み国道358号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み国道139号との接点に至り、同所から同国道を東に進み県道21号（河口湖精進線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み富士河口湖町河口字広瀬地内において梨川との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み川口干拓堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東に進み同町河口地内通称「転石」において国道137号との接点に至り、同所から同国道を南西、東及び南に順次進み起点に至る一団地	15,401ha R10.10.31
14	身延山鳥獣保護区 南巨摩郡身延町身延山久遠寺一帯	南巨摩郡身延町小田船原地内の県道804号（身延線）と身延町道小田船原総門線との接点（久遠寺入口）を起点とし、同所から鷹取山（標高1,036.6メートル）から延びる尾根を西に進み山神堂に至り、同所から南巨摩郡身延町身延・南巨摩郡身延町小田船原境界線（通称「鷹取山の尾根」）を北西及び南西に順次進み鷹取山を経て南巨摩郡身延町・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び北に順次進み奥之院本堂（思親閣）北50メートルの地点に至り、同所から北東に直進し水屋に至り、同所から奥之院参道を南東に進み常唱堂跡に至り、同所から尾根を南東に進み通称「近藤山」（標高755メートル）を経て延寿坊北約270メートルの県道805号（身延本栖線）との接点に至り、同所から同県道を南に進み延寿坊に至り、同所から南巨摩郡身延町身延字御塔林及び同舟久保地内の小道及び尾根を南及び南西に順次進み身延山久遠寺総門に至り、同所から県道804号（身延線）を南に進み起点に至る一団地及び身延町飛地	886ha R10.10.31
15	愛宕山鳥獣保護区 愛宕山一帯（甲府市）	甲府市東光寺町地内の高倉川と甲府市道金手東光寺線との交点（宮裏橋）を起点とし、同所から同市道を北西及び南西に順次進み甲府市道来迎寺前通り線との接点に至り、同所から同市道を西に進みJR中央本線線路敷境界線との交点（金手踏切）に至り、同所から同線路敷境界線を北西に進み甲府市道元紺屋愛宕線との接点（愛宕町踏切）に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道岩窪線との接点（不動橋）に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道中瀬町大泉線との接点に至り、同所から同市道を東進し甲府市道三角中瀬線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道愛宕山公園線との交点（神橋）に至り、同所から同県道を東及び南に順次進み甲府市道酒折茶道線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に順次進み国有林甲府事業区境界線（高倉川）との交点（東光橋）に至り、同所から同境界線を南西及び北西に順次進み大笠山稜線を経て南西及び南東に順次進み高倉川との接点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地	287.0ha R8.10.31
16	四尾連湖鳥獣保護区 西八代郡市川三郷町四尾連湖一帯	西八代郡市川三郷町四尾連地内の通称丸尾根と山道の交点（子安神社）を起点とし、同所から同山道を北進し嶺山道との接点（四尾連峠）に至り、同所から同嶺山道を東北東及び南東に進み県道四尾連湖公園線起点と蛾ヶ岳を結ぶ登山道との接点に至り、同所から同登山道を西及び南西に進み県道四尾連湖公園線起点に至り、同所から同県道を南東に進み丸尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西及び西に進み起点に至る一団地	40.5ha R7.10.31
17	県民の森鳥獣保護区 南アルプス市櫛形山一帯	南アルプス市上市之瀬地内の県道108号（県民の森公園線）と坪川との交点を起点とし、同所から同県道を東及び南西に順次進み県営林道伊奈ヶ湖大久保平線との接点に至り、同所から同林道を南及び南東に順次進み南アルプス市・南巨摩郡富士川町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南、西及び北西に順次進み丸山（標高1,625メートル）に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西及び北東に順次進み県有林中北事業区第43林班・第44林班境界線との分岐点に至り、同所から同境界線を東及び北東に順次進み県営林道櫛形山線との接点に至り、同所から穂見神社に至る山道を南東に進み県営林道高尾山線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道高尾山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県営林道高尾伊奈ヶ湖線との接点に至り、同所から同林道を南西、東、南及び南西に順次進み坪川との交点に至り、同所から同川を東及び南東に順次進み起点に至る一団地	995ha R10.10.31
18	雨畑湖鳥獣保護区 南巨摩郡早川町雨畑湖一帯	南巨摩郡早川町雨畑地内の雨畑湖満水時（標高445メートル）の水面から50メートル外側の線で囲まれた区域	84ha R12.10.31
19	芦安鳥獣保護区 南アルプス市	南アルプス市立芦安小学校学校林（県有林第47-2林班ほ₁小班）及び同市立芦安中学校学校林（第48林班い₁、い₂、い₃、い₄、い₅及びい₆小班）	7.5ha R6.10.31
20	唐沢山鳥獣保護区 笛吹市御坂町唐沢山	笛吹市御坂町大字上黒駒字唐沢山地内笛吹市学校林	3.79ha R10.10.31
21	片山鳥獣保護区 甲府市山宮町片山	甲府市平瀬町地内の県道7号（甲府昇仙峡線）と帯那川との交点を起点とし、同所から同川を東に進み千代田湖本堤に至り、同所から千代田湖沿いの小道を北東に進み県道104号（天神平甲府線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み和田峠を経て西沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み甲府市道向田塚田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道北新和田線との接点に至り、同所から同市道を東及び南に順次進み県道111号（緑ケ丘運動公園線）との接点に至り、同所から同県道を西及び北に順次進み市道緑ケ丘5号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道塩部堰線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道南平線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道湯村本通り線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道塩部線（2）との接点に至り、同所から同市道を北及び西に順次進み県道7号（甲府昇仙峡線）との接点に至り、同所から同県道を北西、北及び北東に順次進み起点に至る一団地	665ha R10.10.31
22	信玄堤鳥獣保護区 南アルプス市、甲斐市	甲斐市竜王地内の国道20号と高岩頭首工（竜王用水取水堰）管理用道路との接点を起点とし、同所から同国道を南に進み甲斐市道西山新町線との接点に至り、同所から同市道を南に進み甲斐市道三社神社宮ノ前線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み竜王用水高岩沈砂池との接点（みゆき橋）に至り、同所から同沈砂池を南に進み同用水一番堰と二番堰の分岐点に至り、同所から同用水二番堰を南に進み同用水二番堰と三番堰との分岐点に至り、同所から同用水三番堰を南に進み甲斐市道上八幡実元橋線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道116号（臼井阿原竜王線）との交点に至り、同所から西に直進し釜無川を渡り同川右岸堤防に至り、同所から同堤防を北に進み南アルプス市上高砂・同市下高砂境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み釜無川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北に進み高岩頭首工の延長線との接点に至り、同所から同線を東に進み高岩頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を東に進み起点に至る一団地	132ha R15.10.31
23	旭日丘鳥獣保護区 南都留郡山中湖村	南都留郡山中湖村山中地内の諏訪堀一之橋を起点とし、同所から国道138号を南東に進み国道413号との接点に至り、同所から同国道を東に進み大堀川との接点に至り、同所から三国峠に向かう小道（三国山・パノラマ台ハイキングコース）を南東に進み三国峠に至り、同所から山梨県・神奈川県境界線を南に進み三国山山頂（1,320メートル）に至り、同所から山梨県・静岡県境界線を西南、南東、北西及び西南に順次進み東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を北に進み山中湖村道山中47号線との交点に至り、同所から同村道を東北及び東に順次進み一之橋に向かう私道との接点に至り、同所から同私道を北に進み起点に至る一団地	1,675ha R14.10.31
24	白須鳥獣保護区 北杜市白州町鳥原及び松原一帯	北杜市白州町地内の釜無川と神宮川との合流点を起点とし、同所から神宮川を西に進み北杜市営林道雨乞・尾白川線との交点（神宮大橋）に至り、同所から同林道を北東に進み松山沢川との交点に至り、同所から同川を南東及び北東に順次進み釜無川右岸との合流点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地	290ha R15.10.31
25	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区 北杜市高根町念場原	北杜市高根町念場原地内の北杜市道清里6号線と北杜市道高根清里55号線の接点を起点とし、同所から同市道を北に進み北杜市道清里2号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み北杜市道清里・西井出線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み小深沢川との合流点に至り、同所から同川を南東に進み国道141号との接点（清里大橋）に至り、同所から同国道を約250メートル南に進み農道高根清里28号線との接点に至り、同所から同農道を西に進み北杜市道高根清里45号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道朝日ケ丘中線との接点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る一団地	88ha R15.10.31
26	三郡橋鳥獣保護区 南アルプス市 南巨摩郡富士川町 西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町高田地内の笛吹川左岸の堤防と国道140号との交点（三郡東橋東詰）を起点とし、同所から同堤防並びにこれに続く富士川左岸の堤防及び新川右岸の堤防を南西及び南東に順次進み県道4号（市川三郷富士川線）との交点（新川橋東詰）に至り、同所から同県道を南西及び北西に順次進み南巨摩郡富士川町鰍沢地内の富士川右岸の堤防との交点（富士橋西詰）に至り、同所から同堤防及びこれに続く釜無川右岸の堤防を北東に進み国道140号との交点（三郡西橋西詰）に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る一団地	237ha R10.10.31
27	社会福祉村鳥獣保護区 韮崎市、南アルプス市	南アルプス市有野地内の県道20号（甲斐早川線）と南アルプス市道源60号線との接点（塩沢入口交差点）を起点とし、同所から同市道を西に進み御勅使川との交点（南甘利山橋）を経て南アルプス市道白根22号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み塩沢川との交点（桃源峡橋）を経て韮崎市道旭71号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み韮崎市道旭72号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み韮崎市道旭73号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み韮崎市道旭25号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に順次進み韮崎市旭町上条南割・同市大草町下条西割境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み御勅使川を渡り南アルプス市・韮崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を西に進み南アルプス市有野・同市六科境界線との接点に至り、同所から同境界線を南に進み山梨県立梨の実寮敷地東南端付近で同境界線と水路との交点に至り、同所から同水路を西に進み南アルプス市道源28号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み南アルプス市道白根33号線との接点に至り、同所から同市道を西、北及び西に順次進み県道20号（甲斐早川線）との接点（芦安入口交差点）に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る一団地	191.6ha R15.10.31
28	大野鳥獣保護区 上野原市	上野原市大野地内の県道507号（野田尻四方津停車場線）と市道大野犬目線との接点を起点とし、同所から同県道を南東、南及び東に順次進み国道20号との接点に至り、同所から同国道を西に進み上野原市・大月市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び西に順次進み上野原市道南米沢梁川線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南米沢小学校線との接点に至り、同所から同市道を北東及び北に順次進み市道大野犬目線との接点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一団地	85.5ha R9.10.31
29	山中湖鳥獣保護区 南都留郡山中湖村	南都留郡山中湖村山中地内の国道138号と県道729号（山北山中湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北東に進み富士急行株式会社が管理するホテルマウント富士に至る私道との接点に至り、同所から同私道を北西及び北東に順次進み通称「石割山ハイキング道」との接点に至り、同所から同ハイキング道を北東に進み山中湖村道平野65号線との接点に至り、同所から同村道を南東及び南に順次進み県道729号（山北山中湖線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み国道413号との接点に至り、同所から同国道を南及び南西に順次進み国道138号との接点に至り、同所から同国道を西及び北西に順次進み起点に至る一団地	1,360ha R9.10.31
30	本栖鳥獣保護区 南巨摩郡身延町、南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町本栖地内の国道300号と県道709号（本栖湖畔線）との接点を起点とし、同所から同県道を南西、西及び北に順次進み南巨摩郡身延町中之倉地内で国道300号との接点に至り、同所から同国道を東及び南東に順次進み起点に至る一団地	560ha R10.10.31
31	上萩原鳥獣保護区 甲州市塩山上萩原	県有林第73林班は3、は4、は5、は6、は7小班	1.6ha R14.10.31
32	黒桂河内鳥獣保護区 南巨摩郡早川町	南巨摩郡早川町新倉地内の早川右岸（西岸）と県営林道広河原線との交点を起点とし、同所から同川右岸を南に進み新倉トンネル南詰から西に直進した線との接点に至り、同所から同線を西に直進し400メートルの地点（標高880メートル地点）で早川に向かう尾根との接点に至り、同所から北西に直進し東京電力水位観測所に至り、同観測所から北に直進し県営林道広河原線との接点に至り、同所から同林道を北東及び北に順次進み起点に至る一団地	60ha R15.10.31
33	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区 都留市	都留市大幡地内の県道高畑谷村停車場線の一之橋西詰めを起点とし、同県道を西進し都留市道高畑三ツ峠線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み大幡川に架かるけいごや橋に至り、同所から同川左岸を南西に進み東京電力株式会社西群馬幹線送電線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み同送電線第226号鉄塔に至り、同所から同送電線を北西に進み同送電線第225号鉄塔を経て同送電線第224号鉄塔に至り、同所から同送電線第223号鉄塔に向かい直進し同送電線第223号鉄塔と第224号鉄塔の間で通称トヨの沢との交点に至り、同所から同沢を東及び南に進み旧宝鉱山資材運搬道路との交点に至り、同所から同道路を南及び東に進み県営林道黒野田線との接点に至り、同所から同林道を南東及び北に進み赤井沢川に架かる赤井沢橋西詰に至り、同所から同川右岸を南東に進み大幡川との接点に至り、同所から同川左岸を南西に進み起点に至る一団地	60ha R7.10.31
34	黒岳鳥獣保護区 笛吹市御坂町	県有林第120林班ち2、ち3小林班	11.7ha R14.10.31
35	御正体山鳥獣保護区 都留市・南都留郡道志村	県有林第25林班は1小班、第33班林へ6、へ7小班、第34林班い3、い4小班、横浜私有林第31林班へ小班、第32林班に、ほ、へ、と小班	96.72ha R14.10.31
36	篠井山鳥獣保護区 南巨摩郡南部町	南部町県有林第３－Ⅰ林班い₆及びろ1小班、第4林班に₄及びに₅小班、第6林班い₂小班	77ha R15.10.31
37	笊ケ岳鳥獣保護区 南巨摩郡早川町	県有林第38林班は₂、は₃、に₁、に₂及びに₃小班、第39林班い₁、い₂、い₃、い₄、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、は₃、は₄、は₅、は₆、は₇、は₈、に₂、に₃、ほ₁、ほ₂、イ、ロ及びハ小班、第42林班ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、は₁及びイ小班、第43林班い₁及びイ小班並びに第44林班い₄、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、ろ₅、ろ₆、ろ₇、は₁及びは₂小班	615.1ha R6.10.31
38	滝子山鳥獣保護区 大月市笹子町白子	大月市笹子町白野所在県有林富士・東部事業区第134林班ろ四小班	17.8ha R8.10.31

鳥獣保護区特別保護地区 SPECIAL PROTECTION AREA

番号	名称及び指定所在地	区域	指定面積及び指定期限
1	白鳳特別保護地区 南アルプス北岳一帯	県有林第1林班イ、ロ及びハ小班、第2林班い₁、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班、第3林班イ及びロ小班、第6林班ロ小班、第8林班ニ及びホ小班、第9林班イ、ロ及びハ小班、第10林班イ、ロ及びハ小班、第11林班イ小班、第13林班イ及びロ小班、第14林班、第15林班、第16林班、第17林班、第18林班、第20林班い₁、ロ₁及びイ小班、第21林班い₂、ろ₁及びろ₂小班、第22林班ろ₂及びイ小班、第77林班イ、ロ、ハ及びニ₁小班、第78林班い₁及びロ小班並びに第79林班い₁及びロ小班	3,096ha R6.10.31
2	大菩薩特別保護地区 甲州市塩山大菩薩嶺	県有林第90林班ほ₂、と₁、と₂、と₃、と₄、と₅、と₇、ち₁、イ₂、イ₃、イ₆、ニ及びホ小班並びに第91林班い₃、い₄、イ、ロ₁及びハ小班	111ha R6.10.31
3	甲斐駒特別保護地区 南アルプス甲斐駒ケ岳一帯	北杜市白州町横手及び武川町柳沢所在県有林中北事業区第437林班に₁小班、第438林班ろ₂イ小班、第439林班へ小班及び第440林班イ小班からホ小班まで並びに南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第23林班イ小班からへ小班までの区域	421.1ha R8.10.31
4	三ツ峠特別保護地区 都留市高畑三ツ峠山一帯	都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第63林班	70.0ha R8.10.31
5	御岳特別保護地区 甲府市御岳昇仙峡	甲府市所在中北県有林事業区第96林班い₁、い₂、い₃、い₄、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、は₁及びは₂の各小班、第98林班い₁、い₂、い₃、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、ろ₅、イ₁、ニ及びホの各小班、第99-Ⅰ林班い₁、ろ₁及びろ₂の各小班、甲斐市所在中北県有林事業区第99-Ⅱ林班い₁、い₂、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、ろ₅、は₁、は₂、は₃、は₄及びロの各小班、第100-Ⅰ林班い₁、ろ₁、り₁、ぬ₁、ぬ₂及びる₁の各小班並びに第100-Ⅱ林班い₁小班の区域（県道敷及び建物敷を除く。）	176ha R10.10.31
6	金峰山特別保護地区 甲府市金峰山一帯	甲府市有林第8林班た小班、第9林班に小班、同林班ほ小班のうち標高2,100メートル以上の区域、第17林班ぬ、る、わ、か、よ及びた小班、第18林班ぬ小班のうち標高2,200メートル以上の区域、同林班わ、か、た、れ、そ及びつ小班、同林班よ小班のうち標高2,300メートル以上の区域、第19林班た₁、れ、そ、つ、ね及びな小班、同林班ら小班のうち標高2,160メートル以上の区域並びに第20林班に、ほ及びへ小班	255ha R7.10.31
7	鶏冠山特別保護地区 山梨市三富鶏冠山一帯	県有林第57林班及び第58林班	367.58ha R7.10.31
8	山中湖特別保護地区 南都留郡山中湖一帯	南都留郡山中湖村山中湖満水時（海抜981メートル）水面全域	657ha R9.10.31
9	本栖特別保護地区 南巨摩郡身延町・南都留郡富士河口湖町	南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖量水標0メートル時（海抜899.233メートル）水面全域	470ha R10.10.31
10	八ヶ岳特別保護地区 北杜市八ヶ岳山麓	北杜市所在県有林第486林班は₁、は₂及びイの各小班、第487林班に₁、に₂及びイの各小班、第493林班、第494林班、第495林班い₁、い₃、い₄、い₅、い₉及びい₁₀の各小班、第496林班ろ₃小班、第497林班い₂、い₃及びい₄の各小班、第498林班い₁、い₂、い₃、は₁、は₂、は₃、は₄、ろ₁、ろ₂、ろ₃、ろ₄、ろ₅、ろ₆、ろ₇、ろ₈、ろ₉、ろ₁₀、ろ₁₁、ろ₁₂、ろ₁₃、ろ₁₄、ろ₁₅及びイの各小班、第500林班い₁、い₂、い₃、い₄及びい₅の各小班、第501林班に₁、に₂、に₃、に₄、は₁、は₂、は₃、は₈、は₉、は₁₀、は₁₁、は₁₂及びは₁₃の各小班並びに第502林班い₁小班の区域（県道敷を除く。）	686.4ha R10.10.31

特定猟具使用禁止区域 CERTAIN HUNTING EQUIPMENT PROHIBITED AREA

番号	名称及び指定所在地	区域	指定面積及び指定期限
1	荒川特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市	甲府市中小河原地内の国道20号と国道358号との交点（中小河原立体）を起点とし、同所から同国道を南に進み甲府市道西下条工業団地4号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大津極楽寺線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道大鎌田二川線との接点に至り、同所から同市道を北に進み県道29号（甲府中央右左口線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み市道大里2号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道後屋村中（5）線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道後屋村中（6）線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑二日市場線との接点に至り、同所から同市道を北に進み国道20号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る一団地	174.3ha R10.10.31
2	谷村特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市	都留市境地内の国道139号と都留市道宮下倉見線支線2号との接点を起点とし、同所から同国道を北東に進み県道711号（戸沢谷村線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み菅野川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み県道24号（都留道志線）との交点に至り、同所から同県道を南進し都留市道八幡橋大津線との接点に至り、同所から同市道を西進し都留市道上小野線との接点に至り、同所から同市道を西進し大越（標高877メートル）に至る尾根との接点に至り、同所から尾根を南西に進み上ノ山（標高789.1メートル）及び雁丸（標高860.7メートル）を経て大越に至り、同所から尾根を北進し中尾（標高721メートル）を経て東京電力株式会社送電線との交点（山中線第11号鉄塔）に至り、同所から同送電線を南西及び北西に順次進み山中線第15号鉄塔を経て桂川に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み都留市総合運動公園の施設内道路との接点に至り、同所から同道路を北進し桂川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み農道今橋宮下線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み都留市道古渡宮下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み都留市道宮下倉見線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南西に順次進み都留市道宮下倉見支線2号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地	565ha R6.10.31
3	武川特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市武川町	北杜市武川町柳沢地内の北杜市道大坊・柳沢線と市道武川山高35号線との交点を起点とし、同所から市道武川山高35号線を南西に進み県営林道精進ヶ滝線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み、北杜市営林道釜無川右岸線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み、通称柳沢鴨尾農道南端から南へ延長した線との接点に至り、同所から同延長線を北に進み通称柳沢鴨尾農道との接点に至り、同所から同農道を北に進み市道武川柳沢3号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道柳沢線との接点に至り、同所から同市道を東に進み農道武川柳沢7号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道武川柳沢1号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道武川柳沢8号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み市道柳沢線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道武川山高19号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大坊・柳沢線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一団地	195ha R12.10.31
4	坊ヶ峯特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市境川町坊ヶ峯	笛吹市境川町坊ヶ峯地内の笛吹市道境川220号線と笛吹市道境川5号線との接点を起点として、同所から笛吹市道境川220号線を南東に進み県道藤垈石和線との接点に至り、同所から同県道を南進し笛吹市道境川339号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川22号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み笛吹市道境川343号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川339号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道境川5号線との交点に至り、同所から同市道を道なりに北進し起点に至る一団地	90ha R7.10.31
5	下黒駒特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市御坂町下黒駒	笛吹市御坂町下黒駒地内の甲府国際カントリークラブの敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた区域	87ha R7.10.31
6	浅尾原特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市明野町浅尾	北杜市明野町浅尾地内の市道江草・小笠原線と市道浅尾新田・浅尾線との交点を起点とし、同所から市道浅尾新田・浅尾線を東進し市道明野浅尾31号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道明野浅尾13号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市明野町小笠原地区に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南、南西及び南東に順次進み栃沢川との交点に至り、同所から同川を南西に進み市道小笠原・浅尾2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道江草・小笠原線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地	122.0ha R8.10.31
7	川茂特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市四日市場	都留市古川渡地内の国道139号と市道古川渡田野倉線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み市道姥沢川通り線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道40号（都留インター線）との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道705号（高畑谷村停車場線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み桂川との交点に至り、同所から同川を東及び北東に順次進み都留市道新羽根子線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道横吹線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道川茂堀ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に順次進み諏訪神社に至る小道との接点に至り、同所から同小道を東に進み諏訪神社に至り、同所から参道を南東に進み市道川茂堀ノ内線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道古川渡田野倉線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地	186.3ha R9.10.31
8	万沢特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡南部町	南巨摩郡南部町万沢地内の国道52号線と町道屋敷平線との接点を起点とし、同町道を西及び南西に順次進み町道宿杉山線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み県道日向宿線との接点に至り、同所から同県道を北西及び北東に順次進み町道沢上宿線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県道富士川身延線との接点に至り、同所から同県道を南東及び南に順次進み町道高内曲尾線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南東に順次進み国道52号線との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地	288.1ha R8.10.31
9	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市、甲斐市	甲斐市島上条地内の県道6号（甲府韮崎線）と甲斐市道天狗沢大久保線との接点を起点とし、同所から同県道を西に進み甲斐市天狗沢・甲斐市竜地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み甲斐市大久保・甲斐市竜地境界線との接点に至り、同所から同境界線を西に進み甲斐市大久保・甲斐市大垈境界線との接点に至り、同所から同境界線を北に進み市道富士塚線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市大垈2786番地サントリー株式会社登美の丘ワイナリー、甲斐市牛句3859番地昇仙峡カントリークラブ、甲斐市団子新居1927-4甲斐ヒルズカントリー倶楽部及び韮崎市穂坂町長久保520-1損保ジャパン日本興亜山梨総合研修センター敷地境界線の外側200メートルの線との交点に至り、同所から同線を西、北及び南東に順次進み市道大久保環状線との交点に至り、同所から同市道を東及び北に順次進み菩提沢との交点に至り、同所から同沢を南に進み市道大下菩提線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道101号（敷島竜王線）との接点に至り、同所から同県道を南に進み市道鳥居坂大下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道鳥居坂後沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道池ノ原2号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道牛句八ッ頭線に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南西に進み市道牛句八ッ頭線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道旧牛句八ッ頭線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南に順次進み市道牛句八ッ頭線との接点に至り、同所と長光寺を結ぶ直線の延長線を南に進み、市道天狗沢境線との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道中学校天狗沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道天狗沢旧道線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道天狗沢大久保線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地	688.6ha R11.10.31
10	釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃） 甲斐市、南アルプス市、中央市、中巨摩郡昭和町	南アルプス市東南湖地内の国道140号線と県道富士川南アルプス線との接点（三郡橋北交差点）を起点とし、同所から同県道を北東に進み県道南アルプス甲斐線との接点（浅原橋西交差点）に至り、同所から同県道を北進し県道甲府南アルプス線との交点（開国橋西交差点）に至り、同所から同県道を東進し釜無川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し株式会社甲府コトブキ（南アルプス市下高砂1077-1）敷地北東端との接点に至り、同所から東進し県道臼井阿原竜王線と甲斐市道上八幡実元橋線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市道五本松柳原線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道柳原線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み甲斐市道中八幡中道線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道新水道線との接点に至り、同所から同市道を南西及び南東に順次進み県道甲府韮崎線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道臼井阿原竜王線との交点（開国橋東詰交差点）に至り、同所から同県道を南進し釜無川左岸堤防上の河川管理用通路との接点（鏡中条橋東詰交差点）に至り、同所から同通路を南進し県道甲斐中央線との接点に至り、同所から同県道を南進し中央市道2018号線との接点（浅原橋東詰交差点）に至り、同所から同市道を南に進み中央市道4540号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央市道4571号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央市・西八代郡市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み南アルプス市・西八代郡市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国道140号線との交点（三郡西橋）に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地	681.0ha R8.10.31
11	つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市	甲府市善光寺町地内の国有林甲府事業区境界線（高倉川）と甲府市道酒折茶道線との交点（東光橋）を起点とし、同所から同市道を北西及び南西に順次進み県道愛宕山公園線との接点に至り、同所から同県道を北及び西に順次進み甲府市道三角中瀬線との交点（神橋）に至り、同所から同市道を北東及び北西に順次進み甲府市道鍛冶小路線との接点に至り、同所から同市道を北進し国有林甲府事業区境界線に至る径路との接点に至り、同所から同径路を南進し国有林甲府事業区境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北東に順次進み大日影を経て南東、南西、北東及び南西に順次進み起点に至る一団	63.5ha R8.10.31
12	笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市、山梨市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町	山梨市万力地内の笛吹川に架かる根津橋西詰を起点とし、同川右岸堤防を南に進み県道417号市川三郷山梨自転車道路（通称「笛吹川サイクリングロード」）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み西八代郡市川三郷町地内の三郡東橋に至る間の外側（笛吹川沿いにおいては右岸側、平等川及び荒川沿いにおいては、両岸をいう。）幅200メートルの区域並びに山梨市万力地内の根津橋から西八代郡市川三郷町地内の三郡東橋に至る笛吹川の全面（川の右岸堤防から左岸堤防までの範囲をいう。以下同じ。）、甲府市西高橋町地内の平等川に架かる大黒橋から同川と笛吹川との合流点までの平等川の全面、甲府市蓬沢地内の国道20号（通称甲府バイパス）と濁川との交点から同川と笛吹川との合流点までの濁川の全面、甲府市西下条町地内の荒川に架かる二川橋から同川と笛吹川との合流点までの荒川の全面及び笛吹市石和町砂原地内の渋川に架かる鬼田橋から同川と平等川との合流点までの渋川全面の区域	1,185.5ha R12.10.31
13	重川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃） 甲州市、山梨市、笛吹市	山梨市一町田中地内の国道411号と県道202号（山梨市停車場線）との接点を起点とし、同所から同国道を南進し日川との交点に至り、同所から同川を西進し笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み重川右岸のサイクリングロードの外側境界線を北側に200メートル垂直移動した線との交点に至り、同所から同線を北東に進み国道411号との交点に至り、同所から同国道を南進し重川左岸のサイクリングロードの外側境界線を南側に200メートル垂直移動した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み県道202号（山梨市停車場線）との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る一団地	266.7ha R6.10.31
14	法能特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市法能	都留市法能地内の愛宕神社の参道と都留市道法能引野田線との接点を起点とし、同所から同市道を約400メートル南東及び北東に進みU字カーブの北端に至り、同所から尾根を南東に進み通称大桑山（標高684メートル）に至り、同所から都留カントリークラブ所有地境界線を北東及び南東に進み都留市引野田地内において都留市道法能引野田線の旧終点（都留カントリークラブ旧管理道路との接点）に至り、同所から東に直進し都留市道引野田線との接点に至り、同所から同市道を南進し都留カントリークラブ所有地境界線との接点に至り、同所から約250メートル南西に進み都留カントリークラブ所有地境界の尾根に至り、同所から標高点（標高676メートル）を経て尾根を約200メートル南進し都留カントリークラブ所有地境界の尾根に至り、同所から同尾根を南西に進み都留市大津に通じる山道との交点を経て同境界を北西に進み三角点（標高685.9メートル）に至り、同所から尾根を北及び北東に進み愛宕神社の参道との交点に至り、同所から同参道を北進し起点に至る一団地	171ha R7.10.31
15	大萱特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市武川町	北杜市武川町黒沢地内の黒沢川と北杜市営木綿沢林道との交点を起点とし、同所から同林道を南西に進み北杜市道山高15号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道山高14号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み九竜沢川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川の始点に至り、同所から淵ヶ沢との分水嶺（標高835.3メートル）に向かって南西に直進し同分水嶺に至り、同所から淵ヶ沢と黒沢川との合流点に向かって北西に直進し同合流点に至り、同所から黒沢川右岸を北東及び南東に進み起点に至る一団地	122.8ha R7.10.31
16	大法師特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡富士川町	南巨摩郡富士川町鰍沢地内の県道韮崎南アルプス富士川線と県道高下鰍沢線との接点を起点とし、同所から県道韮崎南アルプス富士川線を南進し南川との交点に至り、同所から同川を西進し南巨摩郡旧増穂町・旧鰍沢町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び東に順次進み県道高下鰍沢線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地	109.0ha R8.10.31
17	中丸特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜韮崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び北西に順次進み同町中丸・同市小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地	45.0ha R8.10.31
18	敷島北特定猟具使用禁止区域（銃） 甲斐市	甲斐市上芦沢地内の甲斐市・韮崎市境界線と県道韮崎昇仙峡線との接点（ホッチ峠）を起点とし、同所から同県道を東、西、南東、西及び東に順次進み亀沢川にかかる神戸橋を経て県道敷島竜王線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み甲斐市道下福沢安寺線との接点（福沢橋）に至り、同所から同市道を南及び南西に順次進み甲斐市道安寺菅口線（敷島地区集落道安寺下菅口線）との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道菅口村中線との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市営林道安寺沢線との接点に至り、同所から同市道を西進し甲斐市営林道菅口線（菅口林道）との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲斐市道打返上菅口線（菅口支線）との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市上菅口・漆戸境界尾根との接点（通称「お天狗さん」参道入口）に至り、同所から同尾根を北西に進み通称「お天狗さん」を経て甲斐市・韮崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地	250.0ha R8.10.31
19	広瀬湖特定猟具使用禁止区域（銃） 山梨市三富	山梨市三富広瀬湖満水時（海抜1,054メートル）水面全域	55ha R9.10.31
20	日野特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町地内の県道617号（台ヶ原富岡線）と北杜市道富岡4号線に至る小道との接点を起点とし、同所から同小道を南に進み市道富岡4号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進みオオムラサキ自然観察歩道との分岐点に至り、同所から同歩道を北西に進み市道日野1号線との接点に至り、同所から同市道を約250メートル西に進み県道617号（台ヶ原富岡線）に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北に進み県道617号（台ヶ原富岡線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地	37.6ha R10.10.31
21	絶頭特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡鳴沢村	南都留郡鳴沢村鳴沢地内の国道139号と鳴沢村道I-2号線との交点を起点とし、同所から同村道を南に進み富士河口湖ホテル南側において県有地・民有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み鳴沢村道690号線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道703号線との接点に至り、同所から同村道を南西に進みフォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ十一番ホールグリーン西側において県有地・フォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ敷地境界点に至り、同所から県有地・フォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ敷地境界線を南、北西及び北東に順次進み16番ホールグリーン西側において県有地境界標柱421号に至り、同所から3メートル東に進み村道722号線の終点に至り、同所から同村道を北東に進み村道703号線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み国道139号との接点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る一団地	192ha R10.10.31
22	能泉湖特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市	甲府市川窪町地内能泉湖満水時（海抜793.6メートル）水面全域	41ha R10.10.31
23	大幡特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市	都留市大幡地内の都留市道下大幡初狩線と県道705号（高畑谷村停車場線）との接点（宝小学校前信号）を起点とし、同所から同県道を西に進み県道712号（大幡初狩線）との接点に至り、同所から同県道を北に進み近ヶ坂峠に至る山道（通称中津森新道）との接点（近ヶ坂峠入口）に至り、同所から同山道を南東に進み大月市初狩町奥丸田地内の大月市土地開発公社造成地の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南西に順次進み通称第四堰堤脇において南西に延びる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み大月市・都留市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に進み屋殿沢沿いの山道との接点（通称丸太タル）に至り、同所から同山道を南西に進み都留市道下大幡初狩線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地	284ha R12.10.31
24	犬目特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市	上野原市犬目地内の同市日留野地区に向かう尾根と中央自動車道下り線左ルートとの交点（土橋南詰め）を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み、大月市・上野原市境界線との交点に至り、同所から同境界線を西、北西及び北に順次進み県道30号（大月上野原線）との交点に至り、同所から同県道を東に進み通称犬目の兵助の墓に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南東に進み同市日留野地区に向かう尾根との接点（通称犬目の兵助の墓）に至り、同所から同尾根を南東に進み起点に至る一団地	170ha R12.10.31
25	中富特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡身延町、南巨摩郡富士川町鰍沢	南巨摩郡身延町西嶋地内の身延町道西島大塩線と北沢川との接点（大塩橋）を起点とし、同所から同川を北及び北西に順次進み町道大須成岩間線との交点（柳川橋）に至り、同所から同町道を北に進み町営林道富士見山線との交点に至り、同所から同林道を南東及び北西に順次進み黒沢川支流の沢との交点（直路沢橋）に至り、同所から同沢を東に進み皿松山（標高529.5メートル）の尾根に至り、同所から同尾根を東、南東及び北東に順次進みカニヤ沢川との接点に至り、同所から同川を東に進み町道下町カニ谷線との交点（西島第一橋）に至り、同所から同町道を南東に進み県道403号（甲斐岩間停車場西島線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み昭和川右岸の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南西、東及び北東に順次進み町道上一3号線との接点に至り、同所から同町道を東に進み町道上一7号線との接点に至り、同所から同町道を東及び南に順次進み町道上一8号線との接点に至り、同所から同町道を南に進み町道上二1号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み町道上二3号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み町道西島大塩線との接点に至り、同所から同町道を南西、西及び北西に順次進み起点に至る一団地	317.3ha R12.10.31
26	八代特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市八代町	笛吹市八代町奈良原地内の県道笛吹市川三郷線と笛吹市道4447号線との接点を起点とし、同所から同市道を南に進み市道4501号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道4450号線との接点に至り、同所から同市道を東、北及び東に順次進み農道5-4220号線との接点に至り、同所から同農道を北に進み笛吹市道4511号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み農道5-4219号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進みウッドストックカントリークラブゴルフ場敷地境界線外側200メートルの線との接点に至り、同所から同線を北東、南東、南西、南東及び西に順次進み県道笛吹市川三郷線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る一団地	217ha R12.10.31
27	富浜特定猟具使用禁止区域（銃） 大月市	大月市富浜町地内の国道20号と大月市道鳥沢北廻り線との接点を起点とし、同所から同市道を北に進み市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市営扇山林道との接点に至り、同所から同林道を北及び東に順次進み市道山谷扇山線との接点に至り、同所から同市道を東、南及び東に順次進み県道30号（大月上野原線）との接点に至り、同所から同県道を南に進み国道20号との接点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る一団地	297ha R14.10.31
28	金川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市一宮町	笛吹市一宮町市之蔵地内の金川に架かる市之蔵橋南詰を起点とし、同所から県道34号（白井甲州線）を南西に進み同川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点を結んだ線を南側に100メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北西に進み笛吹市道1-20号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み金川左岸のサイクリングロードの外側境界線を南側に100メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北西及び南西に順次進み県道302号（石和温泉停車場線）との接点に至り、同所から同県道を北に進み笛吹川左岸との接点に至り、同所から同川左岸を北東及び北西に順次進み金川右岸のサイクリングロードの外側境界線を北側に100メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北東及び南東に順次進み市道1-20号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み金川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点を結んだ線を北側に100メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を南東に進み県道34号（白井甲州線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地	195ha R15.10.31
29	長坂渋沢特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町渋沢地内の県道17号（茅野北杜韮崎線）と北杜市道富岡・大八田線との接点を起点とし、同所から同県道を北に進み杜市道長坂下条7号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み鳩川との交点（鍛冶屋森橋）に至り、同所から同川を南に進み北杜市道長坂富岡・高根下黒澤10号線との交点（逸見原橋）に至り、同所から同市道を南及び南西に順次進み北杜市道富岡・大八田線との接点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一団地	60ha R15.10.31
30	穂坂特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市	韮崎市穂坂町上今井地内の韮崎市道（穂坂）18号線と笹久保沢との交点を起点とし、同所から同沢を北進し上臼久保沢との交点（通称入道）に至り、同所から同沢を北西に進み東光寺裏にて藤沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進みカントリークラブグリーンバレーゴルフ場進入路との交点に至り、同所から同進入路を北進し韮崎市道（穂坂）18号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進みツバクロ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し韮崎市・甲斐市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南西に進み土イノリ沢との接点に至り、同所から同沢を西進し韮崎市道（穂坂）18号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地	262.5ha R6.10.31
31	竜王特定猟具使用禁止区域（銃） 甲斐市	甲斐市竜王新町地内の甲斐市道新町本線と東日本旅客鉄道中央本線との交点（第一信州往還踏切）を起点とし、同所から同線路敷上り線側境界を西及び北西に順次進み甲斐市道両目塚西線との接点に至り、同所から同市道を北及び北東に順次進み甲斐市道赤坂公園本線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市道大原赤坂公園線との接点に至り、同所から同市道を北進し甲斐市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道大原7号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み甲斐市道中央道側道新町西線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み貢川との接点（金の尾橋）に至り、同所から同川を南に進み、甲斐市道新町日石道路線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地	140.2ha R6.10.31
32	秋山特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市秋山	上野原市秋山栗谷地内の県道35号（四日市場上野原線）と上野原市道中野栗谷坂崎線との接点を起点とし、同所から同県道を東進し上野原市道神野線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み農道日懸線との接点に至り、同所から同農道を東進し西久保の山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み向山山頂（標高476.1メートル）及びナツガシラ山頂（標高548メートル）を経てクヌギ窪の山頂（標高724メートル）にてオホタギレに通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み吉ヶ入の山頂（標高725メートル）、金波美峠及び石小屋の山頂（標高803メートル）を経て降谷沢との接点（オホタギレ）に至り、同所から同沢を北西に進み鳥井立の沢との接点に至り、同所から西進し前棚沢の詰にて上野原市道神野栗谷線に通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を北進し同市道との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み上野原市道中野栗谷坂崎線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地	278ha R6.10.31
33	鳥沢特定猟具使用禁止区域（銃） 大月市	大月市富浜町地内のシラン沢と大月市営大久保待着林道との交点を起点とし、同所から同林道を南東に進み大月市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を南進し大月市道鳥沢北廻り線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み国道20号との接点に至り、同所から同国道を北西に進みシラン沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み起点に至る一団地	67ha R6.10.31
34	御坂特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市御坂町	笛吹市御坂町上黒駒地内のカムイみさかスキー場の敷地境界線から100メートル東、西及び南の線と国道137号で区切られた一団地	50ha R10.10.31
35	市川三郷特定猟具使用禁止区域（銃） 西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町高田地内の笛吹川左岸の堤防と国道140号との交点（三郡東橋東詰）を起点とし、同所から同国道を南東に進み同国道に架かる大正跨道橋との接点に至り、同所から同国道を南西に進み県道4号（市川三郷富士川線）（通称「市川大門バイパス」）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み市川三郷町道大正線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み町道市川大門黒沢線との接点に至り、同所から同町道を南西、西及び南西に順次進み県道9号（市川三郷身延線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み県道4号（市川三郷富士川線）との接点に至り、同所から同県道を西に進み西八代郡市川三郷町黒沢地内の新川右岸の堤防との交点（新川橋東詰）に至り、同所から同堤防及びこれに続く富士川左岸の堤防を北東に進み起点に至る一団地	128ha R10.10.31
36	向風山特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市	上野原市上野原丸畑地内の県道522号（桐原藤野線）と山梨県・神奈川県境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南西及び南東に順次進み上野原市道下奈須部線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上野原市道本町奈須部丸畑線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み上野原市道小沢奈須部線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み能岳に至る山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み能竹山三角点（標高542メートル）に至り、同所から上野原市上野原向風地区に至る登山道を北西及び南西に順次進み市道新井黒田線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道522号（桐原藤野線）との接点に至り、同所から同県道を北東及び南に順次進み起点に至る一団地	281ha R10.10.31
37	桐原特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市	上野原市黒田地内の県道522号（桐原藤野線）と上野原市道新井黒田線との接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道上野原桐原線との接点（桐原橋東詰）に至り、同所から同市道を北西に進み県道33号（上野原あきる野線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み県道522号（桐原藤野線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み市道小橋線との接点（桐原トンネル西詰）に至り、同所から同市道を北東、南東及び東に順次進み市道小伏川上線との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道小伏上道線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み県道522号（桐原藤野線）との接点に至り、同所から同県道を東、南西及び南東に順次進み起点に至る一団地	214ha R11.10.31
38	野田尻特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市	上野原市四方津地内の国道20号と県道507号（野田尻四方津線）との接点を起点とし、同所から同県道を北に進み中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み上野原市道鶴川野田尻線に至る車道との交点（新栗原橋）に至り、同所から同車道を南に進み市道鶴川野田尻線との接点に至り、同所から同市道を東に進み吾妻神社横において市道中山線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み仲山川に沿い上流に延びる小道との接点に至り、同所から御前山三角点に向かって延びる尾根を南、南西、西に順次進み御前山三角点（標高460.9メートル）に至り、同所から四方津小学校東に通ずる登山道を南東に進み市道奥平道上鈴ケ沢線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み国道20号との接点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る一団地	449ha R11.10.31
39	小淵沢特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市小淵沢町	北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と棒道との交点を起点とし、同所から同道を南東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同川を南に進み市道箕輪・小淵沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道上笹尾3号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み中央自動車道との接点に至り、同自動車道を北西に進み市道小淵沢5号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道小淵沢3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み山梨県・長野県境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地	822.8ha R11.10.31
40	境川特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市境川町	笛吹市境川町小黒坂地内の境川カントリー倶楽部ゴルフ場敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた一団地	172ha R12.10.31
41	中原特定猟具使用禁止区域（銃） 甲州市勝沼	甲州市勝沼町中原地内の大滝川と甲州市道菱山3号線との交点（中居橋）を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道中原6号線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に順次進み甲州市塩山・甲州市勝沼町境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南東に順次進み大滝不動尊奥の院に向かう歩道との接点に至り、同所から同歩道を南に進み県営林道菱山深沢線に向かう歩道との接点に至り、同所から同歩道を西及び南西に順次進み県営林道菱山深沢線との接点に至り、同所から同林道を北西及び南東に順次進み大滝川との交点に至り、同所から同川を北西に進み起点に至る一団地	227ha R12.10.31
42	富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡鳴沢村	南都留郡鳴沢村富士山地内のふじてんスノーリゾート敷地境界線の外側100メートルの線により囲まれた一団地	84ha R12.10.31
43	清里特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市高根町	北杜市高根町清里地内丘の公園の敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた一団地	262ha R13.10.31
44	小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市	北杜市小淵沢町地内の山梨県・長野県境界線と県道11号（北杜富士見線）との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び北東に順次進み県道17号（茅野北杜韮崎線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み北杜市道上笹尾・小淵沢1号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道上笹尾・花水線との接点に至り、同所から同市道を南に進み農道小淵沢下笹尾35号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み市道上笹尾・松向1号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道松向線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み北杜市小淵沢町・北杜市長坂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に順次進み北杜市長坂町中島4402番地北の杜カントリー倶楽部の敷地境界線の外側200メートルの線との交点に至り、同所から同線を東、南東、南西及び北西に順次進み北杜市白州町・北杜市小淵沢町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み釜無川との交点に至り、同所から同川を北西に進み山梨県・長野県境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地	743.2ha R11.10.31
45	明野特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市明野町	北杜市明野町小笠原地内レイクウッドゴルフクラブサンパーク明野コースの敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた一団地	240ha R13.10.31
46	須玉特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市須玉町	北杜市須玉町江草地内シャトレーゼヴィンテージゴルフ倶楽部の敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた一団地	260ha R13.10.31
47	黒平特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市黒平町	甲府市黒平町判平地内の甲府市営林道御岳線と市営林道野猿谷線との接点を起点とし、同所から同林道を300メートル南に進み、同所から寒沢川と通称「まむしの沢」との接点に向かって西に進み、同所から同沢を北西に進み同沢の終点に至り、同所から北西に進み燕岩山頂（標高1,269メートル）に至り、同所から北東に進み通称「京都沢」を越えて通称「天狗岩」に至り、同所から通称「小岩」に向かう尾根を東に進み通称「小岩」を経て寒沢川との接点に至り、同所から市営林道木賊線を南に進み市営林道御岳線との接点に至り、同林道を南に進み起点に至る一団地	63ha R14.10.31
48	中萩原特定猟具使用禁止区域（銃） 甲州市塩山	甲州市塩山中萩原地内塩山カントリー倶楽部クラブハウス南西の甲州市道中萩原43号線上の中の沢に架かる橋北詰を起点とし、同所から同市道を北西に進み同市道と塩山カントリー倶楽部敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道中萩原43号線との接点に至り、同所から堰に沿って北に進み獣害防止柵の門扉に至る、同所から獣害防止柵に沿って東に進み市道上萩原34号線と農道上萩原145号線との接点に至り、同所から農道上萩原145号線を南東に進み獣害防止柵の門扉に至り、同所から獣害防止柵に沿って北東に進み市道上萩原24号線先の法定外道路との接点に至り、同所から獣害防止柵に沿って南東、北東及び南東に順次進み塩山カントリー倶楽部境界との接点に至り、同所から獣害防止策に沿って北東に向かう尾根を進み標高840～850メートルの鞍部に至り、同所から等高線に沿って南東に進み農道中萩原72号線との接点に至り、同所から同農道を東に進み塩山カントリー倶楽部境界との接点に至り、同所から獣害防止柵に沿って南に進み県有林境界標305号に至り、同所から県有林境界に沿って進み県有林境界標333号に至り、同所から佐野川を渡り市道中萩原43号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地	79ha R14.10.31
49	梅沢特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市春日居町	笛吹市春日居町国府字小梨子沢、鎮目字日向及び関東林の三角点（442メートル）を起点とし、同所から小梨子沢と関東林との境界線の尾根道（通称犬戻り）を北西に進み笛吹市道6338号線との接点に至り、同所から同市道に沿って北西及び北東に順次進み岩堂峠ハイキングコースとの接点に至り、同所から第二平等川に沿って東に進み市道6331号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道5-6146号線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み市道6337号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道6336号線との接点に至り、同所から同市道を南に85メートル進み市道6310号線との接点に至り、同所南にある堰堤（旧通称一本松）から林内を南に進み市道6336号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道6333号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道6389号線との接点に至り、同所から同市道を南西に85メートル進み二つ目のヘアピンカーブに至り、同所から林内を南に進み起点に至る一団地	118ha R14.10.31
50	平塩特定猟具使用禁止区域（銃） 西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町市川大門地内の大門碑林公園及び文化と武道の館（通称「ひらしお源氏の館」）の敷地境界線により囲まれた一団地	4.4ha R14.10.31
51	白鳥山特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡南部町	南巨摩郡南部町万沢地内の国道52号と県道10号（富士川身延線）との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南に進み県道807号（宍原塩出線）との接点に至り、同所から同県道を西に進み国道52号との交点に至り、同所から同国道を北西及び北に順次進み起点に至る一団地	212ha R14.10.31
52	戸沢特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市	都留市玉川地内の県道711号（戸沢谷村線）と都留市道法能引ノ田線との接点（引の田橋）を起点とし、同所から同県道を東に進み市道矢名沢線との接点に至り、同所から同市道を東に進み市道矢名沢線支線3号との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道引ノ田矢名沢線との接点に至り、同市道を南に進み矢名沢橋に至り、同所から尾根を南西及び北西に順次進み法能特定猟具使用禁止区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北及び西に順次進み市道法能引ノ田線との接点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一団地	160ha R14.10.31
53	十日市場特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市	都留市加畑地内の加畑川に架かる金山橋を起点とし、同所から同川を東に進み都留市道横畑加畑下大幡線との交点（中村橋）に至り、同所から同市道を東北に進み大久保地区に向かう農道との接点に至り、同所から同農道を南、東及び南東に順次進み川棚のデザイ沢との交点に至り、同所から同沢を東南に進み市道古川渡東桂線と市道測道川棚線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み中央自動車道の交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み柄杓流川との交点に至り、同所から同川を西に進み天神峠に向かう道との接点に至り、同所から同道を南西及び東北に順次進みソリの沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み第一堰堤に至り、同所から加畑川を東に進み起点に至る一団地	290ha R14.10.31
54	鶴島特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市	上野原市鶴島地内の県道35号（四日市場上野原線）と山梨県・神奈川県境界線との交点（相斐岐橋）を起点とし、同所から同県道を北西に進み上野原市道田野入線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市営林道田野入線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み同林道終点に至り、同所から沢を北西に進み鶴島島田地区・四方津飯地区境界尾根との接点に至り、同所から同尾根を北に進み上野原市川合杉突地区に至る山道との接点に至り、同所から通称境沢を北に進み市道久保杉突栃穴線との接点に至り、同所から同市道を北及び東に順次進み鶴島字駒門地区に向かう山道との接点に至り、同所から同山道を東に進み市道鶴島駒門線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道35号（四日市場上野原線）の接点に至り、同所から同県道を南東に進み、市道湖南上線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み山梨県・神奈川県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る一団地	674ha R14.10.31
55	富士ヶ嶺特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺地内の富士ドクタービレッジ管理用道路と南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線の接点を起点とし、同所から同境界線を南に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を約100メートル西に進んだ地点に至り、同所から北に進み聖徳寺富士御廊を経て富士クラシックゴルフ場敷地の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北に進み富士ドクタービレッジ管理用道路との接点に至り、同管理用道路を南東に進み起点に至る一団地	127ha R14.10.31
56	長坂小泉特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町小泉地内の県道609号（小荒間長坂停車場線）と北杜市道箕輪・小淵沢線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道長坂白井沢30号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み旧市道小荒間中1号線との接点に至り、同所から同旧市道を北に進み市道箕輪・小淵沢線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道大井ヶ森・小荒間線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道長坂大井ヶ森8号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北に順次進み市道長坂小荒間7号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み農道長坂小荒間8号線との接点に至り、同所から同農道を北に進み市道長坂小荒間6号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み市道白井沢・小荒間線との接点に至り、同所から同市道を東南に進み市道箕輪・小淵沢線との接点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る一団地	88ha R14.10.31
57	大平特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市朝日馬場	都留市・大月市境界線上にある高畑山三角点（標高981.9メートル）を起点とし、同所から同境界線を東に進み都留市・大月市・上野原市境界点に至り、同所から都留市・上野原市境界線を南に進み高岩に至り、同所から尾根を南に進み東京電力株式会社都留線送電線との交点に至り、同所から同線を南に進み同線第104号鉄塔に至り、同所から尾根を北西に進み大平川との接点に至り、同所から同川を南に進みマガ久保沢との接点に至り、同所から同沢を北東に進み都留市道大平線との交点（マガ久保沢橋）に至り、同所から同市道を西に進み市営林道鈴懸峠線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み都留市・大月市境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る一団地	200ha R15.10.31
58	羽根子特定猟具使用禁止区域（銃） 都留市下谷	都留市小形山地内の都留市道川茂堀ノ内線と市営林道大棚線との接点を起点とし、同所から同市道を南西及び東に順次進み市道横吹線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道新羽根子線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み桂川との交点に至り、同所から同川を西に進み羽根子川との合流点に至り、同所から同川を北に進み羽根子沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み中の久保（標高690メートル）に至り、同所から尾根を北に進み都留市・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み高川山三角点（標高975.7メートル）に至り、同所から尾根を南東に進み市営林道大棚線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み起点に至る一団地	182ha R15.10.31
59	下山特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町下山地内の県道37号（南アルプス公園線）と身延町道上沢粟倉線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し身延町道下山八幡林線との接点に至り、同所から同町道を西進し身延町道下粟倉線との接点（富士川クラフトパーク駐車場）に至り、同所から同町道を南進し身延町道上粟倉線に通じる山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み同町道との接点に至り、同所から同町道を西進し身延町道粟倉線との接点に至り、同所から同町道を北進し県道37号（南アルプス公園線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地	138ha R6.10.31
60	福祉村特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市	韮崎市竜岡町地内の国道52号と韮崎市道（旭）25号線との接点を起点とし、同所から同国道を南進し御勅使川左岸との交点（御勅使橋北詰）に至り、同所から同川左岸を西進し同市旭町上条南割・同市大草町下条西割境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し韮崎市道（旭）25号線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地	54.2ha R6.10.31
61	御坂町戸倉特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市	笛吹市御坂町戸倉地内の国道137号と笛吹市道2506号線との接点を起点とし、同所から同市道を東進し金川との交点（戸倉橋）に至り、同所から同市道を東及び北東に順次進み笛吹市道2018号線との接点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し御坂路さくら公園の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を南東及び西に順次進み同公園ふれあい広場との接点に至り、同所から同広場及び山林との境界線を南東に進み金川との交点に至り、同所から同川を西に進み笛吹市道2017号線との接点（東戸倉橋南詰）に至り、同所から同市道を南東及び南に順次進み笛吹市道2016号線との接点に至り、同所から同市道を南進し笛吹市道2015号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み国道137号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地	12ha R6.10.31
62	御坂町尾山特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市	笛吹市御坂町下黒駒地内の県道34号（白井甲州線）と笛吹市道2111号線との接点を起点とし、同所から同県道を東進し農道4-2005号線との接点に至り、同所から同農道を南東及び南に順次進み笛吹市道2069号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み農道5-2371号線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み農道5-2369号線との接点に至り、同所から同農道を西に進み笛吹市道2063号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び西に順次進み笛吹市道2105号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道2108号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み笛吹市道2109号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み笛吹市道2111号線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地	16.7ha R6.10.31
63	金峰牧場特定猟具使用禁止区域（銃） 山梨市牧丘町	山梨市牧丘町柳平地内の金峰牧場境界線最南端と県道219号（柳平塩山線）との接点を起点とし、同所から西に直進し琴川ダム左岸との接点に至り、同所から同ダム左岸を北西に進み、県有林第26林班・民有地境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し、金峰牧場境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東、南西、東及び南に順次進み起点に至る一団地	33ha R7.10.31
64	御手洗川特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市一宮町	笛吹市一宮町一ノ宮地内の国道20号と笛吹市道一宮1-15号線との交点を起点とし、同所から同国道を西進し大石川左岸から100メートル南西の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を北西に進み御手洗川左岸から100メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西に進み日川左岸から100メートル南西の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を北西に進み国道411号線との交点に至り、同所から同国道を北進し日川右岸から100メートル北東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南東に進み御手洗川右岸から100メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を南東に進み大石川右岸から100メートル北東の地点を結んだ線との接点に至り、同所から同線を南東に進み市道一宮1-5号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地	24ha R7.10.31
65	富士見ふれあいの森公園特定猟具使用禁止区域（銃） 西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町岩間地内の市川三郷町道岩間屋敷山本線と市川三郷町道岩間屋敷山塩ノ沢線との接点を起点とし、同所から市川三郷町道岩間屋敷山塩ノ沢線を西進し市川三郷町道楠甫沖村上野原線との接点に至り、同所から同町道を西進し同町道と沖ノ沢川との接点に至り、同所から同川及び沢を北東に進み西八代郡市川三郷町・南巨摩郡富士川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み堤入川支流に続く沢との接点に至り、同所から同沢及び堤入川支流を南進し堤入川との接点に至り、同所から同川を南東に進み市川三郷町道岩間富士見公園線との接点に至り、同所から同町道を西及び南西に進み市川三郷町道岩間屋敷山2号線との接点に至り、同所から同町道と市川三郷町道岩間屋敷山本線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南に進み起点に至る一団地	55.1ha R7.10.31
66	奥山特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡南部町	南巨摩郡南部町福士地内の大洞沢と南部町営林道奥山線との交点（奥山橋）を起点とし、同所から同林道を東進し南部町営林道剣抜大洞線との接点に至り、同所から同林道を南進し尾根との接点（夕日川橋）に至り、同所から同尾根を北西に進み作業道との接点に至り、同所から同作業道を西進し南部町営林道剣抜大洞線との接点に至り、同所から同林道を北及び北東に進み白崖沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み大洞沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み起点に至る一団地	63.2ha R7.10.31
67	清里湖特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市高根町	北杜市高根町清里地内の清里湖の満水時の水面全域	19ha R7.10.31
68	高根西特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市高根町	北杜市高根町村山西割地内の県道長坂高根線と北杜市道五町田県営住宅西線との接点を起点とし、同所から同県道を北東及び東に進み北杜市道中学校西線との接点に至り、同所から同市道を南進し北杜市道西割蔵原線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道0340号線との接点に至り、同所から同農道を南進し農道0352号線との接点に至り、同所から同農道を南進し北杜市道中蔵原小池線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道東尾根志合線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道上黒沢東尾根南線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道北杜八ヶ岳公園線との接点に至り、同所から同県道を北進し北杜市道五町田県営住宅西線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地	233.5ha R7.10.31
69	三分一湧水特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水口を中心とする半径300メートルの円で囲まれた区域	28.3ha R7.10.31
70	平等川特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市春日居町	笛吹市春日居町鎮目地内の同市石和町松本・同市春日居町鎮目境界線と平等川右岸から100メートル北西の地点を結んだ線との交点を起点とし、同所から同線を北東に進み山梨市・笛吹市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み平等川左岸から100メートル南東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南西に進み笛吹市石和町松本・同市春日居町鎮目境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地	40.0ha R8.10.31
71	境川町原特定猟具使用禁止区域（銃） 笛吹市境川町	笛吹市境川町藤垈地内の県道308号線と笛吹市道5175号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西に進み笛吹市道5176号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道5178号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道5181号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道5177号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道2057号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み県道308号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地	35.5ha R8.10.31
72	笛吹川フルーツ公園特定猟具使用禁止区域（銃） 山梨市	山梨市江曽原地内の山梨県笛吹川フルーツ公園と山梨県果樹試験場の敷地境界線の外側200メートルの線により囲まれた一団地（富士塚万力鳥獣保護区の区域を除く）	100ha R9.10.31
73	白州尾白の森名水公園特定猟具使用禁止区（銃） 北杜市白州町	北杜市白州町白須地内の尾白橋を起点とし、同所から尾白川を南西及び西に順次進み尾白第二ダムに至り、同所から200メートル北に進み農道白州白須4号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み農道白州白須69号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み北杜市道白須2号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る一団地	38.3ha R9.10.31
74	大武川河川公園特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市武川町	北杜市武川町柳澤地内の駒城橋東詰を起点とし、同所から市道柳澤線を南西に進み石空川橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み同橋西詰に至り、同所から市道柳澤5号線を南西に進み甲斐駒ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み甲斐駒大橋西詰に至り、同所から市道白州横手2号線を北東に進み駒城橋西詰に至り、同所から同橋を南東に進み起点に至る一団地	27.6ha R9.10.31
75	富士北麓特定猟具使用禁止区域（銃） 富士吉田市、南都留郡忍野村、南都留郡富士河口湖町、南都留郡鳴沢村	南都留郡富士河口湖町船津地内の国道139号と中央自動車道富士吉田線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み国道138号との接点に至り、同所から同国道を南東に進み富士吉田市道貯水池線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道東原城山線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み国道139号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道大溝支線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道718号（富士吉田西桂線）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道717号（山中湖忍野富士吉田線）との交点に至り、同所から同県道を南東及び北東に順次進み市営林道富士見台線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み市道権現道2号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み富士吉田市・南都留郡忍野村境界線との交点に至り、同所から通称「峰山」を経て通称「平山峠」に向かって延びる尾根を南西及び南に順次進み「平山峠」との交点に至り、同所からシボ草三角点（標高1,030.3メートル）に向かって延びる尾根を南に進みシボ草三角点を経て東京電力株式会社鐘ヶ淵発電所導水路との交点に至り、同所から同導水路を南に進み忍野村道海沢阿原端線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道鐘山新線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み国道138号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み富士吉田市道演習場鐘山線との交点に至り、同市道を南西に進み東富士五湖道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道701号（富士上吉田線）との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道昭和大学通り線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道716号（富士北麓公園線）との接点に至り、同所から同県道を西に進み富士山有料道路（通称「富士スバルライン」）との交点に至り、同所から同有料道路を南西に進み県営林道富士線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県営林道船津線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み南都留郡鳴沢村字富士山地内の日本電信電話株式会社富士山支線第153号柱に至り、同所から富士観光開発株式会社富士桜高原別荘村（以下「富士桜高原」という。）第三次分譲地南側道路とを直線で結ぶ線上を北西に進み同道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み鳴沢村道683号線との接点に至り、同所から同村道を西に進み富士桜高原第二次分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み富士桜高原第一次分譲地南側道路との接点に至り、同所から同道路を西に進み県営林道鳴沢線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み鳴沢村道683号線との接点に至り、同所から同村道を南東に進み鳴沢村道618-2号線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み京王電鉄株式会社京王富士スバル高原別荘地の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み鳴沢ゴルフ倶楽部の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み鳴沢村営林道茅つけ大田和線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み鳴沢村道Ⅱ-5号線との交点に至り、同所から同村道を南に進み通称「炭つけ道」との交点に至り、同所から同道を北東に進み富士河口湖町道0255号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み東海自然歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み富士河口湖町道6501号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み富士河口湖町道4123号線との接点に至り、同所から同町道を北に進み富士河口湖町道0103号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み富士河口湖町道0102号線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み富士河口湖町道3146号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道714号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を東に進み国道137号との接点に至り、同所から同国道を北東、北及び西に順次進み産屋ヶ崎において南都留郡富士河口湖町河口・同町浅川境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み南都留郡富士河口湖町・富士吉田市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南及び西に順次進み国道137号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み中央自動車道富士吉田線との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み起点に至る一団地	4,150ha R9.10.31
76	猿橋特定猟具使用禁止区域（銃） 大月市	大月市猿橋町地内の国道20号と県道509号（朝日小沢猿橋線）との接点を起点とし、同所から同県道を南に進み同町桂台地区に至る山道との接点に至り、同所から同山道を約600メートル北西に進んだ地点に至り、同所から同山道を約150メートル西に進み神楽山に向かって延びる尾根に至り、同所から同尾根を西に進み神楽山（標高673.8メートル）に至り、同所から同尾根を約100メートル西に進んだ地点に至り、同所から同町桂台地区に向かって延びる尾根を北、北東、北及び北西に順次進み市道小沢殿上線との接点に至り、同所から同市道を北西、東及び北に順次進み市道殿上線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み国道20号との接点に至り、同所から同国道を北及び東に順次進み起点に至る一団地	120ha R9.10.31
77	あやめヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃） 南アルプス市	南アルプス市山寺地内の南アルプス市道櫛形五号線と市道山寺45号線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道平岡68号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道平岡49号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道平岡45号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み市道櫛形23号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み県道110号（桃園市之瀬線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み市道櫛形25号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道櫛形3号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道櫛形15号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み市道櫛形5号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地	80.2ha R10.10.31
78	中道特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市、笛吹市境川町	甲府市下曽根町地内の国道358号と甲府市道下曽根2207号線との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南に順次進み市道南小・立石線との接点に至り、同所から同市道を南に進み市道中畑・佐久線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道宿・下曽根線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道役場・下曽根線との接点に至り、同所から同市道を北に進み市道下曽根2207号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地	109.1ha R10.10.31
79	花咲特定猟具使用禁止区域（銃） 大月市	大月市賑岡町浅利地内の同市大月町花咲地内の花咲カントリー倶楽部敷地境界線の外側200メートルの線と中央自動車道西宮線下り線との交点（浅利トンネル東詰）を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み、花咲カントリー倶楽部敷地境界線の外側200メートルの線との交点（中央自動車道下り線の距離標71.3の地点）に至り、同所から同線を北、北西、北、東及び南東に順次進み起点に至る一団地	185ha R12.10.31
80	みずがき湖特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市須玉町	北杜市須玉町比志地内のみずがき湖の満水時の水面全域	43ha R13.10.31
81	笛吹川日下部特定猟具使用禁止区域（銃） 山梨市	山梨市小原西地内の笛吹川八幡橋東詰を起点とし、同所から笛吹川東側堤防に沿って南西に進み亀甲橋東詰に至り、同所から同橋を渡り亀甲橋西詰に至り、同所から北東に進み兄川、弟川及び笛吹川の合流点を経て笛吹川西側堤防に至り、同所から同堤防に沿って北東に進み八幡橋西詰に至り、同所から同橋を渡り起点に至る一団地	7ha R14.10.31
82	西桂特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡西桂町	南都留郡西桂町倉見地内の中央自動車道富士吉田線洞谷橋と富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み国道139号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西及び東に順次進み滝入川との交点に至り、同所から同川を北東に進み西桂町道尾尻線との交点（尾尻橋）に至り、同所から同町道を南に進み町道小沼四方内線との接点に至り、同所から同町道を南に進み国道139号及び中央自動車道との接点に至り、同所から中央自動車道の側道を北東に進み都留市・南都留郡西桂町境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み桂川との接点に至り、同所から同川を南西に進み県道718号（富士吉田西桂線）との交点（平成橋）に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地	189ha R14.10.31
83	笛吹川岩手特定猟具使用禁止区域（銃） 山梨市	甲州市塩山三日市場地内の富士見橋東詰を起点とし、同所から笛吹川左岸堤防を南西に進み岩手橋東詰を経て県道303号（市之蔵山梨線）との交点（八幡橋東詰）に至り、同所から同県道（八幡橋）を北西に進み笛吹川右岸堤防との交点（八幡橋西詰）に至り、同所から同堤防に沿って南西に進み同堤防の突端に至り、同所から南西に進み、兄川、弟川及び笛吹川の合流点を経て県道205号（三日市場南線）との接点（亀甲橋西詰）に至り、同所から同県道を北に進み国道140号との接点（兄川橋北詰）に至り、同所から同国道を北東に進み岩手橋西詰を経て私道との交点（富士見橋西詰）に至り、同所から道橋を東に進み起点に至る一団地	88.9ha R15.10.31
84	長沢・東井出特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市高根町	北杜市高根町長沢地内の国道141号と県道608号（長沢小淵沢線）との接点を起点とし、同所から同県道を南西に進み北杜市道長澤・西井出線との接点に至り、同所から同市道を北に進み北杜市道高根長澤22号線との接点に至り、同所から同市道を東に進み北杜市道高根長澤25号線との接点に至り、同所から同市道を北に進み北杜市道高根長澤26号線に至る車道との接点に至り、同所から東に直進し川俣川との交点に至り、同所から同川を南に進み国道141号との交点（月の木上橋）に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る一団地	94ha R15.10.31
85	鳥原特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市白州町	北杜市白州町鳥原地内の国道20号と松山沢川との交点を起点とし、同所から同川を南西に進み北杜市道白州鳥原14号線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に順次進み北杜市道白州鳥原17号線との接点に至り、同所から同市道を北及び北東に順次進み農道白州鳥原6号線との接点に至り、同所から同農道を北西に進み農道白州鳥原16号線との接点に至り、同所から同農道を北に進み山道との接点に至り、同所から同山道を北西に約300メートル進み小道との接点に至り、同所から同小道を東に進み車道との接点に至り、同所から同車道を北及び東に順次進み高圧線との交点に至り、同所から同高圧線を北西に進み流川との交点に至り、同所から同川を東に進み国道20号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る一団地	97.3ha R15.10.31
86	勝山特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡富士河口湖町勝山	南都留郡富士河口湖町船津地内の富士河口湖町道0102号線と町道0103号線との接点を起点とし、同所から同町道を西に進み町道4123号線との接点に至り、同所から同町道を南に進み町道6501号線との接点に至り、同所から同町道を南に進み町道0208号線（東海自然歩道線）との接点に至り、同所から同町道を西に進み町道0255号線との接点に至り、同所から同町道を南に進み南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点に至り、同所から同境界線を北に進み国道139号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道714号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み町道0118号線との接点に至り、同所から同町道を北東及び東に順次進み県道714号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を東に進み町道0101号線との接点に至り、同所から同町道を南に進み町道0102号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る一団地	320ha R15.10.31
87	塩山千野小屋敷特定猟具使用禁止区域（銃） 甲州市塩山	甲州市塩山三日市場地内の県道38号（塩山勝沼線）と県道213号（下萩原三日市場線）との交点（三日市場交差点）を起点とし、同所から同県道を北東に進み甲州市道小屋敷28号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み甲州市立松里中学校北側敷地境界線を経て農道藤木16号線（東山東部広域農道（通称「フルーツライン」））との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道小屋敷15号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道竹森39号線との交点に至り、同所から同小道を南東、北及び北東に順次進み市道竹森39号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道藤木16号線（東山東部広域農道（通称「フルーツライン」））との交点に至り、同所から同農道を南東に進み、県道207号（平沢千野線）との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道411号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道上於曽95号線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み甲州市環境センター南側敷地境界線を経て県道38号（塩山勝沼線）との交点に至り、同所から同県道を北西及び北に順次進み起点に至る一団地	284ha R10.10.31
88	若神子新町特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市須玉町	北杜市須玉町大豆生田地内の同市・韮崎市境界線と国道141号との交点（須玉南橋）を起点とし、同所から同境界線を南西及び北西に順次進み北杜市須玉町・同市武川町・韮崎市境界点に至り、同所から北杜市須玉町・同市武川町境界線を北西に進み同市須玉町・同市武川町・同市長坂町境界点に至り、同所から同市須玉町・同市長坂町境界線を北東に進み同市須玉町・同市長坂町・同市高根町境界点に至り、同所から同市須玉町・同市長坂町境界線を北東に進み国道141号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地	560ha R6.10.31
89	新府特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市	韮崎市上祖母石地内の国道20号と韮崎市道（藤井）4号線との接点（桐沢橋東詰）を起点とし、同所から同国道を北西に進み韮崎市道（穴山）4号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道17号（茅野北杜韮崎線（七里岩ライン））との接点に至り、同所から同県道を南東に進み新府公園藤武神社を経て韮崎市道（藤井）4号線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地	160ha R6.10.31
90	上神取特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市明野町	北杜市明野町上神取地内の同市明野町・同市須玉町境界線と北杜市道藤田新田清水橋線との交点（清水橋）を起点とし、同所から同境界線を北東及び南東に順次進み北杜市道1号線との接点に至り、同所から南東に直進し農道1-2号線の曲がり角に至り、同所から同農道を南及び南西に順次進み農道1-1号線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み北杜市道115号線との接点に至り、同所から同市道を南及び南東に順次進み北杜市道3号線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み北杜市道109号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み北杜市道1号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道104号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南西に順次進み北杜市道2号線との接点に至り、同所から同市道を西進し北杜市道藤田新田清水橋線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地	85ha R6.10.31
91	湧水・西泉特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市大泉町	北杜市大泉町谷戸地内の北杜市道西泉線と八ヶ岳広域農道との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み東日本旅客鉄道小海線の大井出踏切に通じる小道との接点に至り、同所から同小道を北東に進み同踏切に至り、同所から同線路敷を北東に進み北杜市営林道唐沢線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み北杜市道小岩清水線との接点に至り、同所から同市道を南進し八ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を西進し起点に至る一団地	436ha R6.10.31
92	双葉水辺公園特定猟具使用禁止区域（銃） 甲斐市	甲斐市下今井地内の双葉水辺公園敷地（釜無川水防資材置場を含む。）境界西端と四ヶ村堰との交点を起点とし、同所から双葉水辺公園敷地境界線を北、北東及び東に進み防沢川との交点に至り、同所から同川を南東に進み四ヶ村堰との交点に至り、同所から同堰を北西に進み起点に至る一団地	7ha R7.10.31
93	中道下向山特定猟具使用禁止区域（銃） 甲府市	甲府市下向山町地内の甲府市道下向山2342号線と甲府市道佐久・松本線との接点を起点とし、同所から甲府市道佐久・松本線を東及び南に進み甲府市道宿・下曽根線との交点に至り、同所から同市道を南進し甲府市道南小・木原線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道右左口2407号線との接点に至り、同所から同市道を北及び北西に進み甲府市道右左口2430号線との接点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道右左口2401号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道右左口2400号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み農道127号線（中道分）との接点に至り、同所から同農道を北西及び西に進み農道129号線（中道分）との接点に至り、同所から同農道を北進し甲府市道右左口2402号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道宿竹輪線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道下向山2342号線との接点に至り、同所から同市道を南東、北東及び北に進み起点に至る一団地	42ha R7.10.31
94	長澤特定猟具使用禁止区域（銃） 南アルプス市、南巨摩郡富士川町	南アルプス市東南湖地内の南アルプス市道莉沢・市川大門線と国道140号との接点を起点とし、同所から同国道を南東に進み釜無川左岸堤防との交点（三郡橋西端）に至り、同所から同堤防を南西及び南東に進み利根川及び坪川にかかるサイクリングロード橋東詰に至り、同所から同橋を西進し同橋西詰に至り、同所から富士川右岸堤防を南進し富士川西部広域農道との交点（富士川大橋西詰）に至り、同所から同農道を北西に進み国道52号との接点に至り、同所から同国道を北進し富士川町道甲西増穂線との接点に至り、同所から同町道を東進し南アルプス市道甲西増穂線との接点に至り、同所から同市道を東進し南アルプス市道莉沢・市川大門線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地	251.8ha R7.10.31
95	清哲消防防災ヘリポート特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市	韮崎市清哲町地内の県営御庵沢小武川林道と山道との接点を起点とし、同所から同山道を南西及び西に進み県営御庵沢小武川林道との接点に至り、同所から同林道を北西、北東、南東及び南に進み起点に至る一団地	17.8ha R7.10.31
96	韮崎釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃） 韮崎市	県道12号（韮崎南アルプス中央線）と国道20号との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南東に順次進み、韮崎市・甲斐市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び南東に順次進み、韮崎市・甲斐市・南アルプス市境界線の交点に至り、同所から韮崎市・南アルプス市境界線を南西に進み、韮崎市道（龍岡）18号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、県道42号（韮崎南アルプス富士川線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み、県道613号（甘利山公園線）との接点に至り、同所から同県道を西に進み、市道（大草）1号との接点に至り、同所から同市道を北及び北西に順次進み、県道602号（武田八幡神社線）との接点に至り、同所から同県道を北西及び西に順次進み、市道（神山）2号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み、県道12号（韮崎南アルプス中央線）との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る一団地	635.9ha R9.10.31
97	長坂小荒間特定猟具使用禁止区域（銃） 北杜市長坂町	北杜市長坂町・同市大泉町境界線とJR小海線との交点を起点とし、同所からJR小海線を南西に進み北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水口を中心とする半径300メートルの円で囲んだ線（三分一湧水特定猟具使用禁止区域境界線）との交点に至り、同所から同線を北西及び南西に順次進みJR小海線との交点に至り、同所から同線を南西に進み古杣川との交点に至り、同所から同川を北に進み標高1,160メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南東に進み県道609号（小荒間長坂停車場線）に至る小道との交点に至り、同所から同小道を南東に進み県道609号（小荒間長坂停車場線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み八ヶ岳高原泉郷に至る小道との接点に至り、同所から同小道を北に進み北杜市長坂町・同市大泉町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る一団地	112.5ha R9.10.31
98	玉宮ざぜん草公園特定猟具使用禁止区域（銃） 甲州市塩山	甲州市塩山平沢地内の玉宮ざぜん草公園及び同市塩山竹森地内の山梨県自然環境保全条例第10条に規定する自然記念物の「竹森のザゼンソウ」に指定されたザゼンソウの生育地全域	1.3ha R9.10.31
99	増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域（わな・銃） 南巨摩郡富士川町	南巨摩郡富士川町平林地内の増穂ふるさと自然塾敷地境界線により囲まれた一団地	25.9ha R10.10.31
100	八米特定猟具使用禁止区域（銃） 上野原市上野原	上野原市上野原地内の県道33号（上野原あきる野線）と鶴川の交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み新井沢との交点に至り、同所から同沢を南西に進み鶴川との接点に至り、同所から同川を北西及び北東に順次進み起点に至る一団地	34.4ha R11.10.31
101	下吉田・上暮地特定猟具使用禁止区域（銃） 富士吉田市	富士吉田市上暮地内の国道139号と富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南西に進み中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み国道139号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一団地	68.3ha R11.10.31
102	富士川特定猟具使用禁止区域（銃） 南巨摩郡富士川町、身延町、西八代郡市川三郷町	南巨摩郡富士川町鹿島地内の国道52号と富士川町道鹿島落居線との接点（鹿島橋西詰）を起点とし、同所から同町道を東進し富士川左岸・鹿島橋下流堤防との接点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から南西に直進し同川左岸・月見橋上流堤防の始点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から南東に直進し同川・山田川合流点を経て富士川左岸・峡南橋上流堤防の始点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から南西に直進し富士川・葛籠沢川・三沢川合流点を経て富士川左岸・峡南橋下流堤防の始点に至り、同所から同堤防を南進し国道52号と身延町道下町・カニ谷線との交点（西嶋バイパス南）から最も近い地点に至り、同所から西に直進し同国道との交点（西嶋バイパス南）に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地	130.2ha R6.10.31
103	忍野特定猟具使用禁止区域（銃） 南都留郡忍野村	南都留郡忍野村忍草地内の忍野村道鳥居地線と忍野村道下村新線との接点を起点とし、同所から同村道を南進し上子の神橋、御手洗橋を経て新名庄川南岸管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南西に進み南都留郡忍野村内野・同郡同村忍草大字界との交点に至り、同所から同大字界を南進し招魂社敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み忍野村道大割線との接点に至り、同所から同村道を北及び西に順次進み忍野村道海沢阿原端線との接点に至り、同所から同村道を北西に進み忍野村道向上線との交点に至り、同所から同村道を北進し忍野村道腰巻線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み忍野村道鳥居地線との接点に至り、同所から同村道を南東に進み起点に至る一団地	83.7ha R6.10.31

休猟区 TEMPORARY GAME PRESERVE AREA
特例休猟区 TEMPORARY GAME PRESERVE AREA (EXCEPT DEER AND WILD BOAR)

指定なし

猟区 PAID GAME HUNTING AREA

番号	名称及び指定所在地	区域	指定面積及び指定期限
1	本栖猟区 南都留郡富士河口湖町	山梨県南都留郡富士河口湖町の区域のうち、国道139号線と山梨県有林と民有林の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東及び南西に進み、山梨県と静岡県の境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み起点に至る一団地 〒170-0002東京都豊島区駒込4丁目12番7号 駒込サニーハイツ202 （一社）全日本狩猟倶楽部 TEL03-5972-4187 FAX03-5972-4175	1,288.9ha R10.10.31

指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域） DESIGNATED HUNTING PROHIBITED AREA（LEAD SHOT HUNTING PROHIBITED AREA）

番号	名称及び指定所在地	区域	指定面積
1	天子湖指定猟法禁止区域 南巨摩郡南部町	南巨摩郡南部町佐野地内の柿元ダム堰堤の東端を起点とし、同所から同堰堤を西進し小道との接点に至り、同所から同小道を西進し南部町道佐野線との接点に至り、同所から同町道を北西及び北に進み南部町営下手神峠林道との接点に至り、同所から同林道を東及び南東に進み柿元ダム堰堤の東端から北及び南東へ延びる小道との接点に至り、同所から同小道を北西及び南に進み起点に至る一団地	107.3ha